

第五十二号議案

江戸川区保育所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区保育所条例の一部を改正する条例

江戸川区保育所条例（昭和三十六年四月江戸川区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表に次のように加える。

江戸川区宇喜田第二保育園分園 江戸川区宇喜田町一七五番地

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（説明）

待機児童の解消を図るため、江戸川区宇喜田第二保育園分園を新たに設置する必要があるので、本案を提出いたします。